

# 「大阪市路上喫煙対策委員会」 委員を公募します



## 「大阪市路上喫煙対策委員会」とは

大阪市路上喫煙の防止に関する条例(平成19年大阪市条例第54号)に基づき設置された委員会で、路上喫煙禁止地区の指定又は路上喫煙禁止地区の指定の変更若しくは解除や路上喫煙の防止の推進に関する重要事項についての調査審議を行っています。

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とし、路上喫煙の防止に関する施策に取り組んでいます。

今回、市民かつ喫煙者を代表し、大阪市の路上喫煙対策への幅広い意見・提案をいただくため、本委員会に参加いただける委員を公募します。

**応募締切 令和6年10月18日(金)必着**

**大阪市環境局**

## 1 公募する委員の内容

市民かつ喫煙者を代表し、大阪市の路上喫煙対策への幅広いご意見・ご提案をいただくことを予定しており、公募委員には、大阪市路上喫煙対策委員会へ出席していただきます。なお、大阪市路上喫煙対策委員会は、年1～2回程度、平日の日中(9時から17時30分のうち2時間程度)に開催しています。

## 2 公募委員数

1名

## 3 公募期間

令和6年9月26日(木)から令和6年10月18日(金)まで ※必着※

## 4 公募委員任期

令和6年11月1日(金)から2年

## 5 応募資格

- (1) 大阪市内に居住していること
- (2) 大阪市の附属機関の委員等でないこと
- (3) 大阪市職員でないこと
- (4) 公募開始日時点で満20歳以上の者であること
- (5) たばこの製造や販売等に関する事業者や団体の社員等でないこと
- (6) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)で定める暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと
- (7) 禁錮刑以上の刑に処せられた者にあつては、その執行をおわり、又は執行を受けることがなくなった者
- (8) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者ではないこと
- (9) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者でないこと

※ 応募資格を満たさない者の応募は無効となります。また、委員在任中に応募資格のいずれかに該当しなくなった場合や委員会の委員として適格性に欠く言動、事実が判明したときは、委員の職を失うこととなります。

## 6 応募方法

- ・ このリーフレットの「大阪市路上喫煙対策委員応募用紙」に必要事項及び「小論文」並びに「申し立て書」を作成のうえ、応募期間内に9の応募先へ持参・送付・ファックス・電子メールのいずれかにより提出してください。

なお、小論文は、様式を問いません。

- ・ 応募用紙は、大阪市環境局事業部事業管理課、大阪市ホームページで配布しています。  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000635143.html>

## 7 選考

- ・ 公募委員の選考は、応募書類をもとに行います。(必要に応じて面接を行います。)
- ・ 結果につきましては、後日、文書により通知させていただきます。(希望される場合は、応募者本人に限り、順位を開示します。)
- ・ 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 8 その他

- ・ 委員に選ばれた方については、氏名を公表いたします。
- ・ 委員会に出席いただいた場合は、「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱第2条第3項の規定」に基づき、報酬等をお支払いします。

## 9 応募先・問い合わせ先

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

〒545-8550大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1あべのルシアス13階

ただし、月曜日から金曜日の9時から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日は除く)

電話:06-6630-3153 FAX:06-6630-3581

メールアドレス:[ja0006@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0006@city.osaka.lg.jp)